
令和8年 第2回 球磨村議会定例会会議録(第6日)

令和8年3月17日(火曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第3号)

令和8年3月17日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第6号 | 球磨村過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第2 | 議案第7号 | 辺地に係る総合整備計画の策定について |
| 日程第3 | 議案第8号 | 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結について |
| 日程第4 | 議案第9号 | 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和6年度実施協定の一部を変更する協定の締結について |
| 日程第5 | 議案第10号 | 工事請負変更契約の締結について(茂呂葉頭首工災害復旧工事) |
| 日程第6 | 議案第11号 | 工事請負変更契約の締結について(村道神瀬高沢線道路災害復旧工事) |
| 日程第7 | 議案第12号 | 工事請負変更契約の締結について(神瀬地区復興まちづくり支援施設新築工事) |
| 日程第8 | 議案第13号 | 財産の取得について |
| 日程第9 | 議案第14号 | 財産の減額貸付について |
| 日程第10 | 議案第15号 | 球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第16号 | 田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第17号 | 球磨村診療所の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第18号 | 球磨村神瀬復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第19号 | 球磨村敬老年金等給付条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第20号 | ジビエ解体処理加工施設「ジビエのさと」の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第21号 | 球磨村区設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第22号 | 球磨村長等の給与及び旅費に関する条例及び球磨村議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第23号 | 球磨村文化財保護専門委員会設置条例の一部を改正する条例の制定に |

ついて

- 日程第19 議案第24号 球磨村文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第25号 児童福祉法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第26号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第27号 球磨村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第28号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第29号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第25 議案第30号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第26 議案第31号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第27 議案第32号 令和7年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第28 議案第33号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第29 議案第34号 令和8年度球磨村一般会計予算について
- 日程第30 議案第35号 令和8年度球磨村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第31 議案第36号 令和8年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第32 議案第37号 令和8年度球磨村介護保険特別会計予算について
- 日程第33 議案第38号 令和8年度球磨村簡易水道事業会計予算について
- 日程第34 同意第2号 球磨村教育委員会委員任命の同意について
- 日程第35 同意第3号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第36 同意第4号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第37 同意第5号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第38 同意第6号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第39 同意第7号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第40 同意第8号 球磨村農業委員会委員任命の同意について
- 日程第41 同意第9号 球磨村農業委員会委員任命の同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第6号 球磨村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第2 議案第7号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第3 議案第8号 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更

する協定の締結について

- 日程第4 議案第9号 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和6年度実施協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第5 議案第10号 工事請負変更契約の締結について（茂呂葉頭首工災害復旧工事）
- 日程第6 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（村道神瀬高沢線道路災害復旧工事）
- 日程第7 議案第12号 工事請負変更契約の締結について（神瀬地区復興まちづくり支援施設新築工事）
- 日程第8 議案第13号 財産の取得について
- 日程第9 議案第14号 財産の減額貸付について
- 日程第10 議案第15号 球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第16号 田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第17号 球磨村診療所の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第18号 球磨村神瀬復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について

出席議員（8名）

1 番	槻木 啓介君	2 番	永椎樹一郎君
3 番	西林 尚賜君	4 番	東 純一君
5 番	高澤 康成君	6 番	嶽本 孝司君
7 番	舟戸 治生君	8 番	田代 利一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子 書記 野々原真矢

説明のため出席した者の職氏名

村長 大岩 禎一君 教育長 大瀬 克彦君
政策審議監 門垣 文輝君 総務課長 高永 幸夫君

復興推進課長	-----	蔵谷 健君	税務住民課長	-----	大岩 正明君
保健福祉課長	-----	友尻 陽介君	産業振興課長	-----	淋 辰生君
農業委員会事務局長	----	山口 智幸君	建設課長	-----	毎床 公司君
会計管理者	-----	松舟 祐二君	教育課長	-----	毎床 貴哉君

午前10時00分開議

○議長（田代 利一君） おはようございます。本日は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は配付してあるとおりです。

日程第1. 議案第6号 球磨村過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（田代 利一君） それでは、日程第1、議案第6号球磨村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

ご審議願います。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。確認をさせてください。この球磨村過疎地域持続的発展計画、これは過疎地域の持続的発展の支援に関する特措法の中で、この計画をとということで、今回議会の議決を経るものだろうと思いますけども、この計画の中に、12ページに本計画と総合計画、今のうちは基本構想、10年間の基本構想を作って、その下に基本計画、今、後期の基本計画を作って、3年ごとの実施計画を、今令和8年度までが3年間の実施計画ということで、3年ごとに実施計画をされている。

3段構えといいますか、その中で計画をつけてあるんですが、この計画と総合計画は、整合性を持たせなければいけないということで、12ページに書いてございますが、現在策定をしております基本計画あるいは基本構想等々も含め、今後、この計画と整合性を持たせる。また、重変といいますか、大きく項目等々を変えれば、重変もしなければいけないというようなことで、私、認識をしておりますけれども、今後の流れについてお願いをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 先日の全協でも少しお話をさせていただきました。議員が言われるとおりでございまして、総合計画、後期計画と整合性を持たせております。

なお、この計画につきましては、昨年度各課資料の提出、ヒアリング等を行いまして、新たに計画に盛り込んだところでございます。

今回は、重変ということで、主な事業、令和8年度以降に取り組む主な事業について変更させていただくということで、計画を立てさせていただいたところでございますし、また、軽微な変

更につきましては、次年度以降、当初予算等に盛り込むことによって、議会の議決を経ながら変更していくという流れになっております。

今回の場合は、主に、清流学園の一体型校舎の整備であるとか、渡の道の駅の整備、遊水地の整備等を盛り込みながら、計画を作ってきたところでございます。

今後の流れといたしましては、県のほうには、議案のとおり報告はしておりますが、今回議決をいただきますと公表するという形で、そういった経緯で、今後進めさせていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） それでは、この計画というのが、人口減少が本当に続いている。あるいは生産基盤がほかのところと比べればやっぱり低位といいますか、低いところにあるとか。

そのために、特措法の中で持続的に、地域の持続的支援をしていく。人材の確保であるとか、あるいは雇用の場の確保、あるいは住民福祉の向上あるいは地域格差の是正と、また情報通信等々を利用したそういう地域をとということでございますので、私が聞いているのは、この計画と総合計画の流れとすれば、変更していかれるということだろうと思うんですが、今年度に、後期計画は、５年だったですかね、後期計画が今まだでございまして、その回路といいますか、構想があって、基本計画の今、後期計画を作っておられます。実施計画は、令和８年度まで。

それがずっとこの計画にのっとして、そぐして、今年度計画を変えられるのかどうかというのを聞いておるわけでございまして、今後の流れというのは分かりました。分かりましたけれども、今年度、そういうのを変えていかれるのかということです。計画等々について。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 私の所信表明でもございましたように、総合計画、前の執行部の政策というものの掲げ方と、私の今の現状、球磨村の置かれている現状でのやるべきことというのは、少し変わってきております、ニーズが。

それに見合った政策に変えていきますので、総合計画についても速やかに変えたいというふうに考えております。それは、役場の中でも話しております。

それに合わせて、その改定が進めば、この過疎地域の発展計画、これについての重変等も速やかに行っていきたいというふうに思っております。当然、見直しは行っていきます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 村長がお変わりになりましたので、前に作ってあった計画と変わってきますからですね。その中でやっぱり、きちっと計画は整合性を持たせないといけないと思いますので。村長、これが、この特措法の中で発展計画組まれましたら、そういう総合計画なり、実施計画なり、今の村長が描く、村の発展的な、持続可能なツールということでございますので、

ぜひそこは、速やかにといいますか、いろいろ全てがというわけにはいきませんかでしょうけれども、村長が思われる基本構想あるいは基本計画等々につきましては、速やかにこれに沿った計画で作っていただければなと思っております。

やはり整合性が、この計画はこうだけでも、この計画は、というような広い計画が多くございますけれども、やっぱり精査をしながら、整合性を持たせて、将来の球磨村のビジョンといいますか、そういうのを、ぜひ村長のお力でやっていただければなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかに質疑はありませんか。1番、槻木啓介君。

○議員（1番 槻木 啓介君） 1番です。産業の振興ということで、グリーンツーリズムの推進では、田舎の体験交流館さんがうらの整備に敷地に農泊施設を整備とうたっております。この中で、うたっている中で、さんがうら農泊施設整備事業5,400万円、グリーンツーリズム拠点整備事業3,500万円を確認のために質問させていただきます。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） お答えをさせていただきます。

53ページの事業計画の中に、この数字が出ておりまして、観光又はレクリエーションの部分の中にさんがうら農泊体験整備事業5,400万円、それから、グリーンツーリズム拠点整備事業3,500万円とあります。

一つずつお答えをさせていただきます。

まず、さんがうら農泊施設整備事業につきましては、さんがうらの中に体育館がございますけれども、近年の温暖化といいますか、その中でやはり熱中症を起こされる体験者もおられるということもありまして、そこにつきましては、空調設備が必要ではないかということで、要望も上がっております。

今回、5,400万円を計画に出していただきましたけれども、当初予算では、これについては予算の中ではまだ見込んでおりませんけれども、今後、財源的なものを見つけながら、ここは計画をさせていただければと思っております。

次に、グリーンツーリズム拠点整備事業につきましては、運動公園にありました仮設住宅を移設して、グリーンツーリズムに参加される方の滞在場所ということで計画をしておりました。

今回、仮設住宅につきましては、住宅施策の中でそのまま活用するということでございましたし、実際に移設しても新設しても、それほど変わらないといいますか、そういうこともございますので、移設ではなくて、今後新設で考えておるんですけれども、新設につきましても、やはりグリーンツーリズムの中身といいますか、その精査をしながら、本当に必要なのかどうかという

ことを村とそれから田舎の体験交流館さんがうら、ここと一緒に協議しながら、今後の事業性に見合った計画を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 槻木啓介君。

○議員（１番 槻木 啓介君） 分かりました。できれば今後こういった事業をしていただいて、今、さんがうらも活気ある地域でありますので、にぎわいづくりの一環として、そしてまたここで泊まった観光客には移住定住を見据えたところで計画していただきますようによろしくお願いします。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかに質問はありませんか。永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） ３７ページに、集落の整備ということで、当面は２１行政区を維持をするということなんですが、今度議案にも上がっております。班体制がいろいろ変わってまいります。

この前の一般質問の中でも、人口がいろいろ整備されていけば、そこに班を作られるというのは必然的なことだろうと思うんですが、逆に、班の中でももう、数えると四、五人しかおられない班とか、中でもやっぱり班長さんを決めたりとか、いろんな役回りを決めたりとかする。やっぱり集落も存在するのはご存じだろうと思いますので、今後、集落の中の班体制というのも、そこに住んでおられる地域の方の、やっぱりお気持ちがどうなのかというのが一番になろうと思うんですが、やはりそういうのも含めた、集落の整備といいますか、考えていかなければならないんだろうと思います。

当面は行政区の２１行政区を維持するというのは、私はそこに反対するわけではございませんが、その中のある班体制というのも、地域の方々のご意向を聞きながら、やはり今後の、持続的にやっぱりその班がとか、その地域が、集落の地域が存在していくという整備にも関わってくると思いますけれども、村長のお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） この前も少しお話ししましたが、塚ノ丸班とか、別部峯班とか、あるいは桜峯班とか新たにできるところ。今村班みたいに解散されているところ。それとまた、過疎化が進んで、班の維持ができないところ、役員を請け負ってもできないような高齢者ばかりのところ。

実際に機能が失われていくというようなところは、班の体制の見直し、それと最終的にはこれから先ですけれども、この前も私少し申しましたが、水道施設も地区水道も、簡易水道に変えていくような体制、思い切った行政区の見直しも含めて、実際に機能するような形に、この

行政区についても、変えていく時期が来るんだろうと思っております。

今現状をもう少し、実態がどうなっているかというのをもう1回見極めさせていただいて、それについては今後、必要であれば、そういった提案というのは、場所的にそういうのはもう、令和8年度からでもあり得るのかということは思っております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） ほかに。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第6号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議と認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第7号 辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第2、議案第7号辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

ご審議をお願いします。何かありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第8号 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第3、議案第8号球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

**日程第4. 議案第9号 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和6年度
実施協定の一部を変更する協定の締結について**

○議長（田代 利一君） 次に、日程第4、議案第9号球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和6年度実施協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

ご審議願います。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第10号 工事請負変更契約の締結について（茂呂葉頭首工災害復旧工事）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第5、議案第10号工事請負変更契約の締結について（茂呂葉頭首工災害復旧工事）を議題とします。

ご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 1 1 号 工事請負変更契約の締結について（村道神瀬高沢線道路災害復旧工事）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 6、議案第 1 1 号工事請負変更契約の締結について（村道神瀬高沢線道路災害復旧工事）を議題とします。

ご審議願います。2 番、永椎樹一郎君。

○議員（2 番 永椎樹一郎君） 2 番です。全協の中でどういう工事かということで、説明いただきましたので、工事の内容というのは、私、理解をいたしました。

一つ建設課長にお聞きしたいのは、今、法面をやっておられて、今度は下のほうの、また法面の工事等々が出てくると思うんですね。

それから今度は道路、村道の道路が道からすれば崖といいますか、ブロックがあったところがやっぱり被災をしておりますので、そのことを含めて、あと何年間の計画で工事をされてその終了等が、いつ頃に。通行止めは今ずっと通行止めでございますので、通行可能なというのが、計画を分かれば教えていただければ。この場所の全ての工事がということでお願いしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

神瀬高沢線の現場については、現在法面のほうが地すべりの対策ということで、アンカー工等の施工をいたしているところでございます。

今、上部の現在の施工中のところ、グラウンドアンカー工が 2 6 1 本施工関係で、それが順調にいけば、令和 8 年度中に上部のほうは完了を現在目指しているところではございます。

ただ、どうしても 2 6 1 本打つ中で、いろんな予期せぬ事態とかそういったものが発生した場合には、ちょっと工期とかは遅れる可能性は含んでおりますけれども、令和 8 年度で完成を目指して、その下のブロック積み等、また法面工ののり砕工がございます。そちらについては、ブロック積みの延長も 1 0 0 メートルぐらい、規模も大きい施工となりますので、現段階では、令和 9 年度完成を目指して、計画のほうをしているところでございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2 番 永椎樹一郎君） 課長、それは法面だけじゃなくて、道が令和 9 年度ということですか。まだ法面のほう、下のほうですね、下のほうがまだこれから、令和 9 年度でまだ残っておりますでしょう。

上、上部の法面の上のほうがアンカー工が打って、地すべりを起こしたところを今終わって、それが終われば下のほうの法面をいかれてということだろうと思うんですね。

私が言うのは道のほうで、道も落ちておりますので、その完成も含めて令和 9 年度でという

ことを、確認です。

○議長（田代 利一君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 一応、全体の地すべりの工事としては、現在ブロックが転倒という
か崩壊、のり際、法面側のブロックが崩壊しておりまして、そちらの施工と法面の、のり枠工で
押さえる工事が、地すべりの工事の全体となっておりますので、先ほど申しました令和9年度完
成というのは、法面の地すべりの部分だけを見ております。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 分かりました。法面だけの災害復旧工事はその令和9年度で終わ
る。道のほうはまた別にとことの発注といいますか、工事関係になりますでしょうか。

○議長（田代 利一君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 地すべりの現場のほうの施工が終わりまして、その後で、その他被
災している諸々については、対応のほうを検討していきたいと思っております。

○議員（2番 永椎樹一郎君） それを分かりませんか、何年度計画で、何年度終了。

○議長（田代 利一君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 今現在で何年度というのは申し上げられないんですが、施工完了し
ましたら、速やかに施工のほうをやっていききたいと思っております。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんの
で、これから採決をします。

お諮りします。議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決さ
れました。

日程第7. 議案第12号 工事請負変更契約の締結について（神瀬地区復興まちづくり支 援施設新築工事）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第7、議案第12号工事請負変更契約の締結について（神瀬
地区復興まちづくり支援施設新築工事）を議題とします。

ご審議をお願いします。永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。工事の内容につきましてはいいんですけれども、村長
に要望といいますか、ご提案を。この施設ができて、今1本だけなんですね、道路が続いて

いるのが、木屋角の。村長もよくご存じだと思いますけれども、神瀬団地から。

やはり避難をするときに、一方通行では、あそこが土砂災害も出てくるものですから、その状況によっては、そこを避難をまたしなければいけないような事態も発生するということもございますし。ここは村長も私も、まだこの集落よりも上でございますので、この方達が避難をするのに、どうしてもやっぱり上原からの谷を、造成は今ちょっと川のつけ替えをやっておられますけれども、あれからの避難路、軽トラが1台ぐらいでできるような避難路をということでご要望もされて、前の村長のときにもお願いをしたんですけれども。ぜひそういうのも、やはり避難路の確保というのは、非常に大事なことだろうと思いますので、この避難施設、せっかくこの立派な避難施設を、避難施設といいますか、造っていただきました。

避難路という観点から、やはりもう1本、上流部から帰る方が必要ということでございますので。今後この施設を造りますし、上原谷側も今、改修をされておりますので、その後、その後ですよ、これが終わった後に、やっぱり避難路というのも検討していただけないかなということで、いろいろ地域からもご要望があっておりますので。村長もぜひそこを、やっぱり知っておられると思いますので、たしか買収等々はもう終わっておるということでございましたので、ぜひ、上原の方向から避難路ということで、ぜひ検討いただければなということで、要望でございますので、村長お答えいただければと。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 下流側のほうからの道路整備と、それと施設の、5月には完全に完成して、6月1日には引渡しができるという状況でございます。

あとはその避難路として、環状に道がつながっておったほうが避難路として、そっちのほうの有効じゃないかということですので、上流側、谷を超える部分ですね、技術的な面と費用的な面、そこを検討して、今後どうするかということについては、1回確認をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 13 号 財産の取得について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 8、議案第 13 号財産の取得についてを議題とします。

ご審議願います。7 番、舟戸治生君。

○議員（7 番 舟戸 治生君） 7 番です。この件について、ちょっとお尋ねをしたいと思いますけれども、地権者何名おられるか。また、評価算定額の 2,300 万円強ということでありましてけれども、その妥当性についてと、村としてその取得の必要性があるのか伺いたいと思います。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） お答えいたします。

資料をちょっと全て持ち合わせておりませんで、すみません、詳細はちょっと難しいところがございます。

ただ、令和 6 年の 2 月 16 日に、神瀬地区分林、鍋割山管理人から、委員長のほうから要望書が上がっております。その要望書につきましては、神瀬地区住民を対象とした会員 507 名ということで書いてございます。

今後、この組合が、管理委員会が解散をするというところでお話を聞いておりまして、そういったところを受けまして、村といたしましても、どうにか対応する必要があるのかなと思っていたところでございます。

契約期間はまだ残ってございますけれども、地元の意向に沿ったところで今回上程をさせていただいたところです。

一勝地地区におきましても、平成の後半に同じように財産の取得というところで議会にお諮りをして、山林を購入した経緯がございますので、それに倣って今回上程をさせていただいたところでございます。

財源といたしましては、これが起債がございませんものですから、一般財源というところでの対応でございます。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑など通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第 13 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 14 号 財産の減額貸付について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第 9、議案第 14 号財産の減額貸付についてを議題とします。

ご審議を願います。3 番、西林尚賜君。

○議員（3 番 西林 尚賜君） 3 番です。今回、財産の減額貸付けということで、ようやく課題解決に向けて、前に進むかと思えますけれども、最終的に、公益的事業には当たらないという判断をされまして、減額貸付けということになっておりますけれども、この法人、慈愛会のほうですけれども、村のほうにも報告が上がっておるかと思えますけれども、大きく体制が変わるという予定になっておりますけれども。今回、減額貸付けとは言いながら、法人にとっては負担が増えるということになっておりますけれども、再建をされて、村のほうもいろいろお願いをされて、最終的に再建を決断をされたという中で、多くは語りませんが、法人のほうは体制が変わってしまうということで、今後、この法人に対する、なくてはならない福祉施設ですので、こういったところの支援というか、そういうのも考えていかないといけないんだと思えますけれども。もちろん、私ども、家族も含めて、お世話になるような施設、村にある福祉施設ですので、そういったところの支援策が今後必要ではないかなというふうに思っておりますけれども、その辺を村のほうはどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 千寿園、こういう社会福祉施設、こういったところについては、なくてはならない。社会にとっても村にとってもなくてはならない。そしてまた、雇用の場にもつながってくるという意味で、村としては大切な施設だろうというふうに思っております。

そしてまた、今回の災害で、国県の大きな支援を受けながら、再建したということで、こういう重要な施設については、全国的にも注目されていて、これについては当然、村としても守り、支えていかなきゃいけないという意識は持っております。

今回、運営体制が変わるというお話を聞きましたけれども、役員さんが変わるものであって、本質的には何も変わらないと聞いてございます。

そういった中での支援ということで、経営そのものについて行政が支援するということとはできませんけれども、先ほど、社会的にも村の中でも、あるいは国の支援を受けた中でも、大変重要な施設というふうなことで認識はしておりますので、村として協力できるところ、これはもう社会福祉法人、ほかの保育園等もございまして、それと一様に類似する施設も含めて、同じような施設で行政が支援できるものについてはやっていくということで。こういう土地の貸付け、あるいは料金の設定、あるいはまたいろんな相談事についても、そういったことについては対応していきたいというふうには思っております。

今のところ、そこまでしか答えられません。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 村長がおっしゃられるように、社会的にも村にも本当に必要な施設だと思いますので、今まで村の出身、村の人が役員として経営をされていたという部分が、県外の経営者になるというところで、経営難だから事業を撤退するというにならないように。やっぱりその辺は村として支援できることを考えていただいて、今後も、ずっとこの千寿園、慈愛会が残っていくようなことを、いろんな支援策を前向きに考えていただきながら、これからいろんな話がまた出てくるかもしれませんけども、しっかりと守っていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎議員。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。この減額の貸付けということで、100円だったんですね。この100円という坪単価が、その渡地区の評価額でございますよね、土地の評価額等々を含めたところで、前、郵便局でしたか、あれもそれだったんだろうと思いますが、この評価額をちゃんと基準が満たされた金額なのか。

坪単価が100円ということでございますけれども、渡地区のあのところが評価額が100円ということの、この坪単価の平準っていいですか、それで評価額との差異等々はあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 実際の固定資産税の評価額ではございません。慣例で坪当たり100円というのがございまして、塚ノ丸も同じでございます。

そのような形で、今回の坪当たり100円というところで設定をさせていただいたところでございます。

同じく渡地区につきましても、駐車場分の支出については100円ということで設定をさせていただきながら、渡保育園に対する駐車場については、この額の10分の1で措置をしておりますので、それに倣って今回、村有地の貸付けというところで、上程をさせていただいたところでございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） まあ、慣例でといいますか、よそもそうだったからというようなことだったんだろうと思うんですが、実際は、やっぱり今度は買うほうとか、このまた予算で上がってきますけれども、買うほうではまた根拠がどうだったのかお聞きはします。その坪単価がそれでよかったのかどうかも聞きますけれども、やっぱりこれからの社会の中で、やっぱり同

じ球磨村の中でも渡あたりの単価というのは高い単価だろうと、標準単価は。

やっぱり神瀬に行けば神瀬に行くほど坪単価というのはだんだん安くなるんだろうと思いますけども、その慣例は慣例ということで分かりますが、やっぱり今後の村のそういうことを考えたときに、そこはちゃんと基準として、慣例だからこうじゃなくて、基準値をやっぱり根拠を決めていかないと。この時も、どこどこも１００円となってしまったときに、その高いところから１００円というのは言えるかもしれませんが、村としてそこをしっかりと根拠を持っていかないと、やっぱり今後そういうところにはへい害が出てくるんだろうと思いますので。

今の時点では慣例ということでございますが、理解はいたしますけれども、今後の買うのにも貸すのにも、また村が取得もするときにも、そういうところにかかってきますので、やっぱり土地を買うということはやっぱりそういう標準的な、そういうされる方達が認めた標準単価等々もございます。そういうのもやっぱり加味しながら今後はしていかなないと、何でもかんでもって、慣例だから慣例だからというのはちょっとまた今後やっぱり検討はしていかなければいけないんだろうと思いますので、ぜひそこは肝に銘じたところでお願いをしたいなと思います。

○議長（田代 利一君） 舟戸治生君。

○議員（７番 舟戸 治生君） ７番です。減額貸付けの目的、理解した上で伺いたいと思います。

年額１１万８，４４０円、月にすれば９，８７０円なんですね。雑種地で３，２５６平米、平米の３６円、１００円ぐらいになるわけですがけれども、そういうふうにすればですね。それをそこまでは理解できますけれども、本来そういった駐車場として使うわけですから、一般的に見てみれば９８６．６平米くらいあって、大型車とかＳＵＶ車等とすれば８０台、現在も６０台ぐらいの駐車はしてあるわけですね。

そういったときにして、８０台掛ける３千円にしたときに、月に２４万円くらいになるわけです。ですから、その妥当性といえますか、やっぱりそのところも、西林議員のほうからも必要性と言われましたけれども、本当に私も必要だと思う。賛成ですけれども、やはり議会として協議するところは、とことん協議して、そして可決すべきだろうと思いますね。

経営的に撤退をせんようにと言われましたけれども、でも恵まれた環境でやはり建設がなされているわけです。建設地５０年ですか、無償貸付けですからね、税金の対象にもならない。

そういった恵まれた環境の中で、経営まで議会で言ってもらえば、これはいかなものかなと思うんです。経営って言われれば、その事情、主の問題でありますから。分かります。西林議員の立場も。

そういったところで、冷たいようでありますけれども、本当そのところをよく考えていただいて、私は賛成です。賛成ですけれども、本当に妥当なのか。永椎議員が言われたように、やはり例を呼ぶわけですよ、今から。いろんなことがあったときに、あそこは１００円だったですよ

となったときに、どうまたその判断をされるのか、そのところをちょっと気になります。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 先ほどから今後の土地、球磨村の地価、これは渡地区が、渡、一勝地、神瀬、そういった順に地価のランクがあると思うんですけども、今渡地区の地価についても水害後、地価は水害に遭ったということで、平野部が下がり続けています。

そういった中でいろんな今後、公的な取引、買収等、補償等、そういった場合には、その現在の地価に応じて、公に示されてある価格で取引を村としてはやっていきます。村が独自に算定してというよりも、そういう公のこの施設を。

一応この慣例の１００円、これはいろいろと、その時代時代の流れの中で、社会的な必要性ということで、その土地を貸し付けるときに、そこに企業誘致でも何でもですけども、入ってきてほしい、出ていかないでほしい、規模を大きくしてほしい、いろんな期待値があつての慣例として貸し付けるときに、有利な条件を示されたのが、この１００円じゃなかろうかと、私はこれを見て思っていました。

ただ、球磨村の中でも、ここの千寿園についても、やはりこの土地の評価をどう考えるのかといったときに、やっぱりこれは千寿園の方とも私、面会をして、本当にこの土地の利用の在り方というのを考えました。

避難路として、あるいは日頃から全ての村民、一般の方にこの駐車場が開放されているかどうか、避難のときに自由に使えるのか、いろいろほかの催しのときに使えるのか。

それとここに、あとは緑地帯があつて、かなりの面積を緑地で覆われています。それと車の台数にいけば限られています。あとフェンスが張ってあります。玄関です。

こういったものの在り方、これは向こうからすれば、痴呆になられた方ですね。徘徊、そういったもので入居者が出てしまうんじゃないかと。

ただ、ここの土地の貸付けの在り方によっては、どこまでを公共性を持たせて、ここはもうどの程度の評価していただけるのかというのもありました。

そういった中で、最終的には今回は坪１００円のところで、また近隣の保育園と合わせて、１０％と、１割というようなことにしましたけれども、その土地の性格が、どういう性格、公共性がどの程度のウェイトを占めるかというところが、なかなか評価が難しいところでございました。今回はもう近隣の根拠としては、慣例の１００円、それと近隣の渡保育園、これだけを、そしてまた駐車場の台数ではなくて、全ての敷地面積ということで、よりどこをそれでもう決めさせてもらいましたけど、なかなか金額をどの程度を減免して、幾らで評価するのかというのは難しいところがありましたけれども、社会福祉施設については、これから先もこれでいくということで、決めさせていただいて、ほかの公共性と村にとってのメリット、そういったところから

考えたときに、ほかの土地については、貸付けについても幾らにしていこうかということは、今後検討していく必要があるんだろうと思います。

ほかの貸付け等がまだ今はございませんけど、今後そういうことが出てきた場合には、社会福祉施設のときはこれに従いますが、これ以外の施設の貸付けの申請があった場合には、その中でまた評価を検討していきたいというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 7番です。千寿園ができる土地の申請があったときに、保育園のほうからも避難道を考えてほしいというような要望があって、その要望の内容が、緊急車両が入ってきたときに、そのままUターンせずに抜けられるような道が欲しいと。そればかりか、上の7階建ての1階部分が避難所になっておりますので、そこにアクセスを考えてほしいというような要望もあったわけですね。

ですから、そういったこともできなかったわけですがけれども、村長がいつも言われておりますけれども、村に金が落ちるような施策をとられる割には、この知り合いの人ですので、やはり一生懸命、審議の上解決されたいとは思いますがけれども。やはり村民のある意味では財産でありますので、どうかいい結果が出て、議員の皆様方もどうか賛成をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田代 利一君） 5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） この話題については議論をしてきたわけですが、条例の解釈が今回これまでのスタンスと180度変わったわけですね。これが当時議会が現地を確認をして、いろんな考え方を伝えたにもかかわらず、当時のこの議論に対しては、議会の言ってきたことを検討していないという答弁でした。

もちろん今回条例の解釈に基づいてそういう形にしたんでしょうけれども、前政権は、もう新しい政権になっております。

これは大岩課長にちょっと聞きたいと思います。その当時、これは大岩課長が多分担当だったと思います。ずっと議会に対しても説明をしてこられました。議会からも公益性、公共性を含めた中で、駐車場においては公益的事業に当たらないと。もちろんこの貸付けに関しては有料あるいはいろんなやり方があるんじゃないかと、これまでずっと言い続けてきた中で、政権が変わったことにより180度変わったわけですね。

この見解について、大岩課長、その当時の担当にお伺いをしたい。

○議長（田代 利一君） 税務住民課長、大岩正明君。

○税務住民課長（大岩 正明君） 千寿園の再建に当たりまして、保健福祉課のほうで担当させて

いただきました。そのときに駐車場側まで含めて法人側は貸していただきたいというようお願いがありました。

私達考えたときには、駐車場、普段は駐車場として使う部分であっても、火災や地震が起こった際には、入居者を避難させなければならないスペースも必要だろうというようなところも考えておりました。

そして、新しい施設が建つに当たっては、福祉避難所も併設するんだというようなことで、法人側はそういうところで望まれましたので、やはり村民を救う施設ということで、条例の中では普通財産の貸付けについて、先ほど言われましたとおり公益性が認められる場合には財産の貸付け、有料貸付けができるというようなところがありましたので、条例に沿ってそれはできるのではないかというふうな考えでいました。

以上です。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（５番 高澤 康成君） この問題に対して一番困惑されているのは当事者の千寿園側だと、非常に迷惑かけたことだろうと思います。

今、舟戸委員長あるいは永椎議員が言われる、本来であれば駐車場は公益性、公共性の観点からと、住民側に対する公平性という観点を加味して判断しなければいけなかった事案なんです。

今もこれの１００円、坪単価１００円という評価、あるいは舟戸議運長が言われる観点も含めた中で、言わば月の９，８００円が本当に妥当なのだろうか。主体的にあそこは村有地でありますので、これは住民に対する公平性も保たなければいけないわけなんです。

主体的には村が管理をして、駐車場必要な分だけを貸付けをするというのも一つの選択肢なんです。今坪単価の議論が、ただ１００円とかという話にはなっているんですけど、本来であればその妥当性で根拠をつけて、そっちの選択肢の中で平米１００円という基準のもとにいくのか、あるいは先ほどこの中の契約上の問題で、今後有事の際の取扱い、使用の仕方あるいはその管理の仕方等々踏まえ、千寿園側とどういう契約を結ぶか。そこを踏まえた中でやっぱりしっかり議論していかないと、ああいう広い敷地、これまでも消防でも出初式でも使っておりました。今でも使えないわけではないわけですね。あるいは住民の方々の公園のスペースでも活用できると。

果たしてあそのスペースを１００円でしたときの、そこで占有されるものとして、日頃住民の方々とのコミュニティの拠点としてもできるわけなんですよ。

それを契約上、またこういう形でしてしまうと、やはり結局占有するのは千寿園側なんです。

果たしてそれで、これ契約上２５年になっておりますが、村長の答弁の中では２５年って契約した場合には、今後この契約がきちんと成立した場合には、同じことを繰り返すわけなんですよ。

ね。じゃあ見直しの時期をしっかりと、10年更新であったり、10年目に見直すとか、そういうのを入れとかなないと、恐らく今指摘をされていること、100円が本当に妥当性があるのか、あるいは住民の公平性の観点から100円が本当に妥当なのも含め、あるいはこれまでの無償契約というのはこれ続いているわけで、じゃあこれを4月1日から新しい契約にして、どのような取決め事項が含まれているのかというのも、我々にはまだ示されていない状況です。

そこをしっかりとしないと、私は住民の観点から公平性には欠けているなというふうにし加っておりません。もちろん有料化することは、これ条例の解釈に基づいて変わった。それが正当性があるという認識で、もちろん理解をします。

しかしながら、これを続けることによって、住民に対する公平性は欠けるのではないかというふうに思っております。これに対して、村長いかがですか。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 100円については、先ほど申しましたとおり、慣例で今までの過去の積上げで100円というのがあるものですから、100円については今の段階では根拠を持って変えられないというところがあるので、100円に先ほど言われた、100円に対する根拠というのが理屈づけが一つ要るのかなというふうなことは思っております。

それと、この月の1万円でいいのかというところですけども、今回の駐車場の性格、社会福祉法人施設として使う部分と、それと今回玄関口のフェンスを外して、そして人が使いやすいようにする、あるいは避難場所として使いやすいようにする、そういったことについても千寿園と面会して、このことについて話を私しました。

そういうようなことは、そういうことも使ってもらっても非常時の場合とか、日頃の公益的な場合とか、あるいは日頃からそういうふうな使い方をしてもらっていいし、場合によっては入り口の門を外してもというようなことも言われましたけど、私自身がその門を外すこと自体については、入居者の管理上、そこは。

それとまた、誰もが普段から入るといのはどうかなというのがありますので、危機管理上、門は構えとしてあったほうがいいのかなという私は感触を持ちました。

ただ、その使い勝手、公共性、この料金を決めたことについての今後契約を4月1日から結ぶに当たって、議員がおっしゃったように、どういう条件、公的、村としての管理する部分、村民としての利用する権利的な部分、そういったものをどの程度を残しながら契約するのかというところが、そういった性格を持ったようなところで契約は交わす必要があるかなというふうなことで、改めて今思ったところで、そういったところについては条件を付したところで、改めて契約はやろうとは思ってはおります。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（５番 高澤 康成君） 答弁はあくまでも平米当たりが１００円という根拠に基づいて、その慣例として１００円という今の答弁です。

もちろん先ほどの舟戸議員が言われるのは、主として村の村有地として、村が管理を基本的にやる中で、千寿園さんが必要と認める分、駐車場に対して、この１台当たり月極めとして、人吉市とかはいろんな、県職員もそれぞれに民間の駐車場を借入れをして、自分達がお金を払うわけなんですよ、そもそも。医療センターもそうです。

その中で、もちろん支援策の一つでいいと思います。今の考えに則っては。

でも、選択肢がいっぱいあるということです。ただ、今１００円という根拠に基づいて、年間十何万円、月に計算すれば９，８００円、その金額が本当に妥当性があるものなのかどうか、あるいは一つとして一つの駐車場１台当たり幾らなのかという選択肢、根拠もあるわけなんです。そこを今ずっと言っているわけですよ。

結局この契約に基づいたときには、あの広さを月々９，８００円で全て占有して使われるわけなんですよ。それが果たして住民の権利としての公平性が保たれるんですかという話を私は今しているんです。これに対してどうお考えですかということです。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 先ほど申しましたように、この料金に見合った社会福祉施設としての維持としての性格の部分の駐車場の使い方と、村民と村の危機管理上の使い方、そういったものを加味したところの、この金額に見合ったところの契約で貸し付けたいというふうには思っています。

それと、先ほどから舟戸議員からもおっしゃいましたが、私は土地を貸す上で、村の村有地を貸す上で、取れるものについてはもう幾らかでも取りたいというふうに思っています。

ただ、今のこの社会福祉施設、なくてはならないという状況の中で、やはり施設の整備は終わったものの、私の知る限りでは従業員の確保、働く人の確保が十分ではないということで、フルの運営ができていないということで、非常に厳しい運営になっているというようなことを聞いてございます。

やはりなくてはならない、そしてまた村の村民の方が雇用の場としてそこにも期待しているところがあると。それとまた村民の中でも入居を希望されている方も、順番待ちでおられるというような中で、なくてはならない施設ということで、今の段階で取れるところであれば、取れるところでは、これは社会福祉施設の場合にはもうそういうことは思っておりませんが、駐車場１台当たり幾らというような普通の民間施設の貸付けというような形とは同じようにはいかないかというふうには私は思っています。

先ほど何回も申しますけれども、公的な、村として村民としての公的な利用の部分の性格と、この千寿園の福祉施設としての使う部分と、あとは法人ではありますけれども、企業的な経営上の使う部分との性格上の問題からして、その条件を付したところのどういう使い方、この駐車場はどのような扱いにするという、それに見合った金額での契約をしたいというようなことで考えております。

○議長（田代 利一君） 高澤議員。

○議員（５番 高澤 康成君） であれば、もちろん千寿園さんに対する大きな支援策の一つだろうと思います。こんだけ金額をするということは。これも一つの村としての支援になるんだろうと思いますが、これまでの契約、無償貸付期間が５年過ぎて、恐らくその関係上、２５年というふうにされたんだろうと思います。

もう１点、この期間に関して、これは２５年、長い、恐らく我々全員多分いないでしょう。その中でやっぱり見直すということを一筆入れていただいて、同様でも構わないと思います。やっぱり一つ節目の中で、この駐車場に関しては、あくまでも建物に関しては無償貸付けができる、この契約に基づいて３０年なんです。

また同じ流れの中で、駐車場も一つの３０年というのは果たしてどうなのかということ、これまでの歴史上、千寿園に関しては無償貸付け３０年というのは、もちろんこれは建物が建っている部分に関して、そういう契約でした。

でも、あくまでも今回切り離して駐車場となるので、そこが一つの基準として３０年というのは、ちょっと違うんじゃないかと私は思います。

なので、もちろんこれで今舟戸議運長も言われたとおり、賛成はしたいと思いますが、やはり村としてはしっかり検討する。１０年であったりとか、１０年で見直しで、そのままこの９割でも構わない。やっぱりこれからの千寿園さんの経営次第もありますし、一つの支援策としても分かります。

やはりここは切り離しをして、やはりこれは契約の年数というのは、議論が必要だろうと。これに対してはどのように考えていますか。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 今議員がおっしゃったように、建物のほうは性格も何も機能的なものも変わりませんが、社会の公共性の高さというのは変わりません。

ただ、駐車場については、先ほど条件を付して契約したいというふうに申しましたけれども、この金額に見合ったような形の公共性を持ったところでの貸付けにしたいということに申しましたけれども、利用の実態、これから先どう変わっていくか分かりませんので。その利用、ニーズ、あるいは千寿園側のニーズ、あるいは村民のニーズ、村のニーズ、それに見合わせたところ

の見合ったような土地の利用の在り方というのが考えられますので、これを議員おっしゃったように、１０年おきに見直すというようなことについては、契約上盛り込んでも全く問題ないと思っておりますので、そのようにさせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。嶽本孝司君。

○議員（６番 嶽本 孝司君） この千寿園の駐車場ですが、先ほどから舟戸議員がお話になっていきますけど、私達聞いていたのは千寿園さんの裏門、保育園とのつながりのところは避難路として軽自動車を通りますよというふうな形で聞いていたのです。現在は、そういうことなくてちゃんとフェンスで現状は通れない状況なんですね。

今さらそのところどうですかというふうではないんですけれども、やはり舟戸議員と一緒になって避難路であればそこをずっと頭に残っている関係で、この単価についてはこれで、福祉施設ですので、これは大事なところですので、いいかなというふうに思うんですけど、今後といたしましては、保育園と千寿園の裏門のところを何らかの形で通れるように避難路としてできるようにしていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） 答弁要りませんか。

○議員（６番 嶽本 孝司君） はい。

○議長（田代 利一君） ほかに。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第１４号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが、ここで１０分間の休憩を取ります。

午前11時04分休憩

午前11時11分再開

○議長（田代 利一君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第１０．議案第１５号 球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第10、議案第15号球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定についてを議題とします。

ご審議をお願いします。7番、舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 7番です。診療所の必要性は理解しておりますけれども、診療所は村民が村外に通院する必要があるようにすべきと思います。

○議長（田代 利一君） 診療所ではございませんけれども、せせらぎ。

○議員（7番 舟戸 治生君） すみません。

○議長（田代 利一君） ほかにございませんか。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） せせらぎの指定管理につきましては、全協でも1者だけが、社会福祉法人1者だけがこの指定管理の候補といたしますか、お申込みになったような感じがしておりますが、公募の仕方というのはどういう方法でやられたのか、教えていただければと。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 公募の形式につきましては、まず球磨村のホームページ、ウェブサイトで掲載をいたしました。それから、広報紙に掲載して公募いたしました。それから、告示という形で役場の掲示板、そこにも掲載をいたしております。その3つの方法で今回公募をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 分かりました。あらゆるSNS等々も利用しながら、公募したということですね。その結果、一つだけの者ということになったということでございます。

何を言いたいかといいますと、やはりこれもせせらぎも、先ほどから村長が言われたように、本当に雇用場としては、村の雇用場としては重要な社会福祉施設でございますので、やっぱりそういうのを鑑みながら、今後の村づくりも考えていかなきゃいけないだろうということで、ご質問しているんですけれども。私はこれに反対するわけではございませんが、今後のせせらぎの運営だったり、代表理事になられたかもしれません。せせらぎの現在の人員等も含めたところで、これからのせせらぎの運営等々について、どうお考えでいますか。村長も変わられましたので、理事も変わられました。代表理事も変わられた。その気持ちをお知らせをしていただければと思いますけど。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） せせらぎについては、村民の高齢者、後期高齢者がかなり増えておりますけれども、そういった方々の支えとなる施設ということで思っております。

また、雇用場としても大変重要だというふうに思っています。

それと働いている人ですけれども、この方々の意識というのは、ただ単なる雇用の場としてというよりも、私が少し感心したのは、やはりこの村の現状をこのままではいけないということで、そういう利用される方々の声に対して、やはり直接向き合って、福祉というものはどうあるべきかというようなことを意識して働いておられるなというふうに思いました。

働いている方も高齢化しています。若い人が入ってきていません。

そういった中で、村民の方もよりどころにしているし、やはり働く人もこれだと絶対福祉として、村の福祉として重要な施設ということで認識しておられますので、若い人が入ってくるような、やはりこの待遇改善ですね。待遇改善をしないと、やはり辞めていく者はいても、これはもう入ってくる者はいないなと、将来に続かないなと。

今からが高齢化のまだ始まったばかりということで、また以前から社会福祉協議会、せせらぎと業務内容的にも、千寿園と競合するところがあって、やっぱり行ったり来たりというような従業員の方もいらっしゃるような気がいたします。

福祉に係る絶対数を増やすためにも、やはり村として直接村民を今後高齢者の支援をしていくという上では、私は待遇改善をして、若い人が入ってこれるようなものにしていきたいというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 村長、聞けばやはり本当待遇が、賃金が安くても重労働なんですね。こういう福祉関係、介護的なことの業務というのは。

なかなか続いていかない方も中にはいらっしゃるんですけども、私の提案なんですけど、球磨村の福祉の、やはり全てを社会福祉協議会が担うような村づくりは今後必要だろうと思います。

現在、保健福祉のほうでやっておられますかね、ふれあいサロンとか健康教室とか、介護予防につながる、いろんな役場の中でされておる福祉あるいは健康づくり等々につきましても、社会福祉協議会が中心となって、今、連携はされておるんだろうと思います。今後、そういうのも向こうのほうに関して、そういう中でやっていくというのも、私は一つの手だろうと思うんですね。

やっぱり役場の中でもそういう一生懸命やっている。今、村長申し上げた社会福祉協議会でも一生懸命やっている。それぞれが一生懸命やっているんだろうけども、やっぱり中にはそこを、今連携はしているかもしれないけども、行く行くはそういうことで、体制は、福祉は社会福祉協議会なんだというような、そういうふれあいサロンとか介護予防教室とか、いろいろ教室がございますけども、そういう中で、やっぱり移管していくべきことの時期は、やっぱり来るんだろうと思いますので、今後そういうのも含め、やっぱり福祉の重要性というのは、十分私も承知をしておりますので、ぜひそういうのも、今後在り方等含め、検討いただければなと思っております。

す。答弁は要りませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかに。6番、嶽本孝司君。

○議員（6番 嶽本 孝司君） 私、この指定管理については賛成いたしますが、このせせらぎの建物について、ちょっとお尋ねといいますか。実はこの建物は特殊建築物でありまして、3年に1回の定期点検、設備については毎年ということで、3年に1回なんですけれども、もう数年前、6年ぐらい前ですかね、調査の方から指摘がありまして、その改善を出しなさいということになってたんですけど、ずっと6年間ぐらい改善されてなくて、ようやく今度されたみたいなんですけどね。

これ提出する先は県の振興局なんです。八代にあります。

一つ不思議に思うのは、県の振興局は何でしないのというふうに、罰則というものもあるはずなんですけど、それをまた言ってこないというのも不思議だなという。これは行政同士なので、そういうのはどこまでされないのかなというふうに思ったりするんですけど。

多分、友尻さんのほうかな、分かっているかなと思うんですけど、この建物については、年寄りがおられまして、手すりがちょっと問題になっているというようなことなんです。

そういうところであれば、これすみません、せせらぎ、村長名で来ますので、ずっと以前の村長さんだったというふうに思うんですけど、これをきちんとするべきだと思うんですね。分かりますか、友尻さん、そここのところだけ、建物について心配していますので。

○議長（田代 利一君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 昨年の決算審査の折に、嶽本議員からご指摘があったことがございまして、特定建築物等の定期報告ということで、毎年報告する分と、3年に1回報告する分があるということで、指摘を受けた場合は改善計画と改善報告を出すようにということで、昨年指摘があった折に勉強させていただいたところでございます。

ちょうど今年度が3年に1度の検査の時期でもございましたので、内容も同じような指摘を受けております。改善計画も出しておりますが、適宜その修繕に対応しているところです。

ですが、なかなか予算もかかるような場所もございまして、また令和8年度においてもその修繕等に取り組むように考えて、予算も計上させていただいております。

ですので、前回の指摘事項の対応ができた折には、ご指摘があったように県のほうに改善報告書を出したいというふうに考えております。

○議長（田代 利一君） 嶽本孝司君。

○議員（6番 嶽本 孝司君） どうぞ速やかにお願いしたいと思いますけど、財政難というふうに村長が言われてますけど、点検する上でかなりの金額がかかっているなというふうに私思うん

です。

だから、随意契約でやっていますというそちら側の答弁ですけど、決算の、随意契約もいいんですけど、これは、二級建築士さん、一級建築士さんでもできるし、あるいは点検資格でもできますので、見積もり取るというか、かなり高いように私は思っていますので、村のほうから一般財源として出てきますので、そこも見直していただければなというふうに思います。

よろしいでしょうか。答弁できたらお願いして、できなければいいです。

○議長（田代 利一君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 契約におきましては、地方自治法であったり、村の財務規則に基づいて金額が設定してありますので、その範囲内であれば随意契約を行っております。

随意契約と言いましても、見積りを3者取りますので、そういった手続を経て、今後も契約をしていきたいと考えてます。

○議長（田代 利一君） ほかに。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なし等の発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第15号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第16号 田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第11、議案第16号田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定についてを議題とします。

ご審議をお願いします。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 今回の議案、まずは、「田舎の体験交流館さんがうら」との契約をして、今、進められている「合同会社さんがうら」に登録上なった場合には、こちらに移行していく。確認なんですけど、合同会社はもちろん簡単に設立することができますが、決算の報告義務はありません。

しかしながら、進める中で、田舎の体験交流館には、550万円の指定管理委託料が計上されています。「合同会社さんがうら」に対しては、農村RMO、これにも200万円という状況で、750万円程度が予定を、計画をされている。

もちろん、合同会社なので、その社員の出資という形の中で、本来は合同会社が設立されて、

その出資金での運用、運営をします。

しかしながら、もちろん出資金という形では、なかなか難しいだろうと思います。やはり、この合同会社さんがうらのしっかりとした運営、目的を果たす、もちろん活性化をしていかなければならないというふうには思っています。

仕掛け方に対しては何も問題はないと思いますが、合同会社は営利を目的とするものであって、収益が出た場合には、個人分配もできる。これはその裁量によって自由にできるというような性質があります。

しかしながら、「合同会社さんがうら」これはそれぞれが出資のもとでするわけではございません。今回の球磨村から約750万円程度をするのであれば、やはり出た収益に関して個人分配も大事です。自由にできますので。

やはり、村長が掲げる少しの自主財源確保のためには、出た収益に対する10%は企業版ふるさと納税として、球磨村に寄与する等々の契約の一部に入れるとか、そうしないと、実際には750万円、もちろん全然返ってくるということは別に考える必要はないですが、あくまでも原資というのは皆さんの頂いている血税です。

それに対して、やはりいろんなことをやっていって、利益が出た場合には、もちろん個人分配もしていいと思います。やはりそれがないと働く意欲もなくなってしまうので。

じゃ全て100%それでいいかというと、原資の部分はあくまでも球磨村の750万円を使うわけですので、その出た利益に関しての取扱いというのは、一部球磨村にどういう還元の仕事があるのかということも含めて、やはり契約をしなければいけないと思っておりますが、そこら辺、担当課お願いします。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） お答えをいたします。

まず、意見交換会のときに、私の認識が違っておりまして、「田舎の体験交流館さんがうら運営委員会」と、それから新しく「合同会社さんがうら」ということで、別の会社ですということでお伝えしましたけれども、今言われたとおり、「田舎の体験交流館さんがうら運営委員会」がそのまま合同会社になっていくということで、今回、田舎の体験交流館は、その運営委員会で応募をして、今回の議案のほうに上げていただいています。

今後、そういうふうに「合同会社さんがうら」ということで、営利的な目的で、もちろん維持管理もそうなんですけれども、交流人口の創出というのが、やはり村としてもここに求めるべきところがございますので、そういうところで利益が出たときには、何らかの村への還元というのもお願いができないかと思っておるんですけれども、企業版ふるさと納税につきましては、そこでそんなに企業についてはできないですので、そこをどういう形であるかというのは、また

別の考えで協議していかなければなりませんけれども、そこについてはまだ具体的にさんがうらと協議はしておりませんでしたので、今後踏まえまして、どういう運用益が出てくるかというところもまだ見えないところがございますので、そういうところを見定めながら、さんがうらとは協議していきたいと考えてます。

○議長（田代 利一君） 高澤康成君。

○議員（５番 高澤 康成君） これまでのこのさんがうら施設の運営に関しては、毎年５５０万円程度の指定管理委託料が支払われをしていました。

体験交流館決算を見ますと、もちろんその分に関しては収入として上がって、いろんな活動をしていただいて経費があって、そこでとんとんの状況です。

もちろんこれはなぜとんとんかという、５５０万円が収入として上がっているからです。仮にこれなかった場合には、約５７０万円程度の赤字運営になっているんです。

ということは、もちろんそのお金を使って運用して、本来であればもちろんこれまでは任意的な組織でしたので、それはそれでいいと思います。

でも、今回はあくまでも合同会社、これは法人、それぞれの村は全く関係ない組織になりますので、そこに球磨村が農村RMOを含めたお金をやっってくださいということでやるわけです。

そのお金をして利益を、もちろん利益を追求していく経営をしなければならないということです。

もちろんお金を返してくれという話でも全くありません。やはりそこをしっかりと回して、そこでお金が、益が生まれて、その活性化につながっていくというようなことをしていかなければ、生き金になってこないわけですね。

本当にこの「合同会社さんがうら」に求めていくということ、何を求めていくのか、交流人口を、先ほどの総合計画の中にも１２万人の交流人口、令和７年度までというのを６万人から倍に増やすという過疎地域のあれに書いてありますよね。やはりその一端をどう担っていくのかというところでもありますので、やっぱり合同会社に求めていくことはしっかり明確をして、その成果をしっかり求めていかないと、そのお金が生きてこないと思っておりますので、そこら辺をしっかりといただき、村長のお考えを伺います。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 田舎の体験交流館さんがうらの、さんがうら運営委員会が今まで任意団体として受けておって、５５０万円の指定管理料でやっておったということで、お金に見合った活動をしておったということですけれども、合同会社に今回変えて、そして指定管理のみならず、その他の事業も自主事業、いろんな補助事業を取り入れながら、「合同会社さんがうら」としては、地域や村のために交流人口を増やしたり、魅力発信したり、新たな農産物の開発をしたりと

というようなことにも、いろんな事業展開をやっていききたいということで、さんがうらの指定管理のみならず、ほかにも発展的にやっていききたいという意思の表れが今回の合同会社になった話だろうというふうに思っております。

そういった中で、村としては、先ほどのいろんな自主事業、いろんなもの、指定管理のみの事業で発生したものであれば、売上げの1割とかいう話はできるんですけども、自主事業、いろんな合同会社としていろんなことについてもやっていかれるということです。村としては、これは「かわせみ」のときも同じだったですけども、やはり、ふるさと納税の企業版のふるさと納税とか、そういったものについては、トータル的にお願いをしても、それについては、「合同会社さんがうら」と村の考えていることは同じ方向を向いていると思いますので、私は協力してもらえんじゃないかなろうかと思っていますので、契約にあつてはそういったことについても、話として、条件として、話として、持ちかけていきたいというふうには思っております。

今までの任意団体としてのさんがうらとは違うというところで、村は、逆に今回の法人に対しての期待、それと役場の公的な管理している、息のかかったもの以上の、殻を破った地域の人口交流のための事業を展開してくれたらいいなという期待をしております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。今、高澤議員あるいは今村長の答弁、十分私も理解するんですけども、これが、「田舎の体験交流館さんがうらの運営委員会」、15年ほどたつだろうと思います。

今度、新たに「合同会社さんがうら」ということを設立をされて、新たな踏み出しをされると思うんですが、一つ、いいんですが、館を運営するのにもいいんですけども、先ほどありましたように、RMO事業で、そういう全域に広げた関係人口、交流人口を増やすというのも、当然していかれるんだろうと思いますけれども、集落支援員の方も、そこのさんがうらに張りついておられます。モデル事業としては、三ヶ浦地区のモデル事業をされて、いろんな交流人口、関係人口を今増やされているような取組をされておりますんですが、今後は、やっぱり球磨村に、やはり広げていくためにも、そういう農業関係ならば、そういうことで、RMO事業とかということで、あくまでもそういう補助をもらう。

あるいは別の、いろんな産業振興あたりからの補助を入れてしていくということもあるんでしょう。

ただ、集落支援、その集落が、先ほどちょっとかぶってくるんですけども、なかなか集落がもう、どうしてもできない、何もできないような、高齢化が進んで、人員がおらないからということですので、そういう集落支援をする人を、渡だったり、一勝地だったり、神瀬だった

り、高沢だったりというふうに、やっぱり地域にそういう人がいれば、そういう人達が地域の方々の困り事を、やはり、村にも、こういう、村と一緒にやっていきたいと思いますというように取組もできると思いますので。

ぜひ、「合同会社さんがうら」がそういうこともされるということであれば、そういうモデル的なことはさんがうらで結構なんですけど、それをより発展をして、関係人口、交流人口を増やすためには、どうしていくのかというのも、一つの私は、「合同会社さんがうら」の使命だと思っておりますので、もし今後、やっぱりそういう報告があれば、ぜひそれを村の全域、村全体に生かせるような合同会社にしていただきたいし、するべきだと私は思っておりますので、今後、そういうのも含めたところで村長、お考えを。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 今回、「合同会社さんがうら」に変えられるのは、やはり、もう1回引き締め直して体制を変えてということで、もう三ヶ浦地域の地域の方々に、おんぶされていたところがあるんですけど、ほぼもう高齢化して、人数も少なくなっていて、非常に今、無償でボランティアでいろんな運営に、必要な経費は、この指定管理の550万円で、それ以外については、ボランティアということであつたんですけども。これから先、やはり、合同会社になって、これから先、また発展的にやっていきたいとなったときに、議員がおっしゃるように、村全体に発展していくときには、合同会社として収益を上げて、その中で協力している方には、幾分かの費用、経費等も払わないと、そういう運営はできないだろうと私は思っております。

そういった意味でも、今回、まずは「合同会社さんがうら」が、軌道に乗ったら、必ずそういう周りの取り巻き、神瀬、渡、一勝地、そういった中から、そういう協力してくれそうな人を巻き込んだ体制のほうに、また規模を拡大していけばいいなと。

まずは、収益を上げないと、ボランティアで参加、神瀬の人に参加してくれといっても、なかなかそれは、1回は参加できても続かないので、まずはそういう人が雇用できて、協力できる人を確保できてというような体制を、まず法人化を令和8年度からは、まず真っ先に村が考えているのは、法人化のしっかりした立ち上げを支援していきたいと。

その後の在り方は、その後もう1回考えるときが来るだろうというふうに思っております。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があつており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第16号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決しました。

日程第12. 議案第17号 球磨村診療所の指定管理者の指定について

○議長（田代 利一君） 次に、日程第12、議案第17号球磨村診療所の指定管理者の指定についてを議題とします。

ご審議願います。7番、舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 7番です。先ほどは大変失礼しました。

診療所の必要性について理解はしているわけでありますけれども、診療所は村民が村外に通院する必要がないようにあるべきだと思うわけですね。そういったところで、地域住民への医療支援と受診情報の見える化が重要になってくるのだろーと思います。

そういったところでお尋ねをするわけでありますけれども、診療所としてどういった医療行為がなされるのか。私は血圧の薬ぐらいしかもらっておりませんので、そういったことを、診療所で何ができるのか。そういったところをやはり関係行政として周知をしてやる必要があるのではないかと考えてますけれども、担当課長、よろしく。

○議長（田代 利一君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 球磨村診療所におきましては、これまで橋口院長が二十数年、院長として活躍をいただいております。院長といたしましては、断らない医療をモットーとして、身近で何でも相談できる総合医療、プライマリーケアを目指して、地域の皆様に等しく快適な医療を受けていただくため、内科、外科、小児科などの幅広い診療に加え、訪問診療、在宅みとり、介護福祉施設の入所者の診療などを行いまして、24時間可能な限り診療を受け付けてこられたところでございます。

それに加えまして、村の健康診断であったり予防接種も受けていただいております。また、村医や学校医などにおいても、快く受け付けていただいているところで、これからもこれまで同様に、橋口院長のモットーを変えずに、これまでどおり診療を続けていただきたいと考えているところでございます。

○議長（田代 利一君） 7番、舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） この村営にする時点において、いろんな医療器具の話があったと思いますけれども、そういった話の中で、いろんな機器、レントゲンとか、胃の内視鏡とか、そういったことがあるんだろーと思いますけれども、そういった医療行為をするときに、検診等、そういったところを何ができるかをやはり周知する必要があるんじゃないかなーと思っております。

わざわざ人吉まで行かなくても、球磨村でも心電図ができるとかということであれば、そういった経営的にもプラスにつながっていくだろうと思います。

大きな病気になれば、多分大きな病院を紹介していただきますので、私も膝の治療等は、お力をお願いして、紹介していただいて治療をしたんですね。

そういったことで、やはり本当に村は診療所が何ができるかを、できないものはできない、やはりできるものは早くこういったことができますよというような周知をするべきだろうと思いますが、再度、課長、何ができるんですかね。治療、医療行為です。

○議長（田代 利一君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 医療行為につきましては、具体的に今お答えできませんけれども、これまでは民間で設置して、民間で診療を行ってきていただきましたけれども、4月からは、村立の診療所として設置して、指定管理として診療を行っていただくことになります。

なかなかこれまでは広報等ができずに、どういった診療をやっているのかということも、村民の方は、かかっている方は分かっているかもしれないかもしれませんが、なかなかかからない方は、そのまま人吉の病院に行ったりということもあったと思います。

ですので、村立の診療所になりましたからには、どういった診療ができるかというアピールも含めまして、診療所をご愛顧いただきますように、広報等をしていきたいと考えております。

○議長（田代 利一君） 2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。私もこの指定管理については何も言うことはないので、私も、舟戸議員とは、たまに診療所でお互い血圧の薬をもらいに来たなということで会ったんですけども、指定管理料、この指定管理料の考え方とすれば、その診療所が診察をどんどん受け入れても、もうけたらその分が、次の指定管理料の額が変化を浸透してくるというふうなことでですね。

逆に損失を出した場合は、その分が、やはり指定管理料として上乗せを出てくる部分でございますので、今、課長おっしゃるように、ぜひご利用いただくように、やはりしていかなきゃいけないんだろうと思います。

だんだんだんだんやはり、人口減少とともに、診察を、患者さんの方も減ってきているのが事実でございますので、今おっしゃるように、村営化ということになった場合は、どんどんやっぱり、内外に向けたPRの仕方というのはやっぱり必要になってくるんだろうと思いますので、診療体制がどうなるのか、あるいはどういうことができるのかということでご質問がありましたけれども。やはり4月1日からでございますので、早めにやっぱりそこはこの議決されましたときには、やはり早めにそういうのを知らせていかないと、住民の方達も4月1日からどうなるんだろうとか、やはりいろいろ情報、非常にこれも長年どうするのかということで、議会での議論

になっておりまして、村長変わりましたら、4月1日からちゃんとこういう体制でいきますということで、村長がおっしゃいましたので、ぜひ今のうちにそういうのをちゃんとしっかりと内部の中でも検討していただかないといけないし。外部と、今橋口先生を一般社団法人の理事長として、していくのであれば、やはりそこは密に協議をしながら、やはり4月1日からしっかりとした診療体制ができるようにしていかなきゃいけないだろうと思いますので、これから可決されたら、これからそういうのはしっかりとされていくんだろうと思いますけれども、アピール、PRの仕方を、もうちょっと具体的にどういう方法でされているのかを、課長でもいいですか。

○議長（田代 利一君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 今月発行しています広報くまむら4月号におきましては、まず診療日等を載せて広報をするようにしております。

先ほどご指摘がございましたように、こういった診療ができるかということも今後、広報紙またはウェブサイト等も、球磨村のウェブサイトにも載せることもできますので、そういったところも駆使しながら、ぜひ球磨村診療所を活用いただきますように取り組んでいきたいと考えています。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） ぜひお願いいたします。ウェブサイト等でも橋口先生にインタビューをして、動画で橋口先生がこの地域医療を思い、この球磨村において球磨村の診療を続けていくんだよというような思いをお持ちでございますので、皆さん橋口先生、知っておられるかもしれませんが、もう一度そういうウェブサイトの中でも動画的に橋口先生のインタビュー等々も、ぜひ企画されたらどうでしょうかと思いますので、よろしくご検討ください。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかに。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

**日程第13. 議案第18号 球磨村神瀬復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する
条例の制定について**

○議長（田代 利一君） 次に、日程第13、議案第18号球磨村神瀬復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

ご審議をお願いします。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。料金体制についてちょっとお伺いしたいと思いますけれども、これは、以前多目的集会施設というのがございましたけれども、それと差異があるのかどうか。

また、この施設のみならず、今後いろんなところでまた出てまいります、渡にも構想中がございますし、一勝地は小学校の中にそういう防災できるような学校、清流学園の体育館の校舎の中でもそういう防災的なことも出てくるとは思いますけれども、こういう料金体系というのが、以前ありました多目的集会施設との差異があるのか。この基準といいますか、この根拠といいますか、それをちょっと教えていただければと思います。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 今回の神瀬まちづくり施設の条例制定につきましては、この使用料部分につきましては、さきに完成しておりますコミュニティセンター高沢の使用料体系と合わせていたしております。

今後來年、再来年に渡地区に同様の施設ができますけれども、このような形で今後施設の使用料と、基本的な考え方は、こういった形でというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 分かりました。じゃあ先ほどのコミュニティ高沢の使用料と変わらないということでございますね。はい、分かりました。

これは要望でございますけれども、6月1日から運用を開始されます。それまでに、鍵の管理といいますか、施錠開錠する管理をこれ今後また決めていかれるんだろうと思います。

以前、村長のお話のときには、お店とか何か昔はありましたから、多目的のときにはお店がありましたので、お店はずっとお店番をされている方がおられますので、そこに預けとけば、自由に貸し借りができたんですけども、ご存じのとおり、神瀬で今お店がございませんので、この鍵の管理といいますのは、今後の課題になるだろうなということで思っておるんですけども。できれば、やっぱり皆さんが使い勝手がいいような、やっぱりこうしていかないと、なかなかあっち行って役場まで取りに来てとか、というわけにはなかなかいきませんので、鍵の、現在どういう方向、この鍵の管理といいますか、鍵なのかどうなのか分かりませんが、管理というのは今どのくらいまで進んでお話というか検討がしておられているのでしょうか、教えていただければと思います。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 今6月の1日からの貸付けということで準備をばたばたと、機能が充実して、住民の地域の、暮らしの支援にもつながるような、避難場所としての管理から日頃の生きがいくつりとか、そういったものも非常に充実した施設が、立派な施設ができ上がります。

そういった多岐にわたる機能の中で利用される方も頻度が上がると思います。で、これまでのような、どこに預けるとか、例えば区長さんのところで、あるいは班長さんのところで、預かるというのでは、なかなか対応は難しいだろうと。いつ不在にするかも分からないということで、これは地域の特性もあるかと思うんですけども、今後誰がいいかといっても、必ず不在にしないような可能性の高いところをお願いして、預けるべきだろうというのが、地域の中でも話をされているのを、皆さん、神瀬の地域の方が集まった中でそういう話をされておりました。

だから、そういう区長、班長じゃなくて、やっぱり地域の中にいつもいらっしゃる方に預けることをお願いできんだろうかということが考えられないかなという話もありましたけども、町なかでは、やっぱり都市部においてもそういったような、いろんな施設の管理をする場合に、やはり一人の場合は、いろんな不在にする場合とか、あるいは、うっかりというのがあって、対応ができなかったというようなこともあるものですから、やはり複数の箇所で鍵の管理をなさっておったりします。保険をかけるような意味で。

今後、そういう鍵を預かった方が責任の重さというものが発生するものですから、これもボランティアになるかと思いますので、あくまでもそういう保険の意味合いで、複数の方が管理できるようなやり方がいいんじゃないかなと私は思っております。

今からそういったところ、昨日は、施設の機能の、確実に建屋ができたじゃなくて、機能を完全にして引き渡すというようなことの打合せを、昨日関係課、3、4課まいでおりますので、そこと話をしました。

最終的にはその落成式の話もしました。最後、鍵の話も今から早々に詰めていきたいというふうに思っております。今のところどうしたいということは決めておりません。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 今おっしゃるように、平日、昼あたりにおられるのが、そういうのが、やっぱりネックになってくるんだろう。

私思うのは、森林組合とか、月曜日から金曜日までは森林組合開いてますし、村長にもお願いをしておりまして、今度神瀬に郵便局を、郵便局とお店を併設した郵便局をということでございましたので、もしそれができれば、郵便局、近くになるだろうと思います。

そういうところにまずはお頼みをしておいて、ただ土曜、日曜がどこにするかとか、いろいろ

やっぱり今おっしゃるように、一つだけじゃなくて、いろんなこうしながら、もうそこに行けば借られるということが分かればいいんですので、鍵はどこから借りましたというのを、名簿的に書かないとというのが出てくると思うんですけども、複数的にそうやって、お店でございます。森林組合とか、保育園、お寺さんとか、土曜、日曜が、ただネックになってきますけども、これからそれは検討いただければと思います。

ただ、私は思ったのは、役場にどうせ書類を書きに行きます。これが役場に、何月何日、貸してくださいと言ったときに、ボックスか何かに暗証番号ですれば、ぱかっとするような鍵の配置もございます。

暗証番号だけを、そのときの暗証番号、毎日毎日変えていく、暗証番号は変えていって、それを教えていただければ、行って暗証番号を押して、鍵が引き出されるようになるとか、いろんな、今、進歩しておりますので、そういうのも考えられますので、一番は皆さん方に、どう貸借りがスムーズにできるのかというのも一番考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これはまた最後に要望でございすけれども、村長もご存じだと思いますけれども、多目的で毎週2回ぐらい卓球をされておりました。この方達が待っておられます。卓球をしたい。

ただ、卓球台が多目的にありました。卓球台が今どうなっているのかが、ちょっと分かりませんので、ぜひそこをどうなったのか。聞けばどこかに持っていったということですがけれども、もう5年たっておりますので、管理をちゃんとしとれば使えるかもしれませんが、使えなかった場合がありますので、体育施設といいますか、卓球をしたいという方もいらっしゃいますし、バドミントをしたいという方でも待っておられる方がいらっしゃいますので、そういう要望にもぜひお聞きをいただいて、皆さんが普段使い、せっかく造っていただきましたので、避難所的にしていかなければいけませんですけども、せっかくいい施設を造っていただいたので、普段使いにそうやって地域の方々がどんどん利用させていただくこと、利便性を高めていただくということで、ぜひお願いをしたいと思いますので、これは要望でございすので、答弁は要りません。

以上でございす。

○議長（田代 利一君） 村長。

○村長（大岩 禎一君） せっかくの機会ですので、昨日関係各課4課集まって、教育委員会も含めてですけども、社会教育ということで、今おっしゃった卓球台、それとバドミントン、これについても、それは村というよりも、振興協会、そちらのほうから繰越しの予算等もあれば、もう施設を引き渡すときには、そういった卓球台とバドミントン等、そういったものをそろえた段階でできるように、今すぐ段取りを始めるように、昨日お話をいたしました。多分準備を始めてくれていると思います。間に合うように頑張ります。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 神瀬は完成間近、渡は今からという状況でありますけれども、渡、平面プランを考えられるときに、やはり事務所とか考えてあるんだろうと思うんですね。

そういったときに、その事務所を生かす上で、これはシルバー人材のある方から相談があったんです。渡にそういった施設ができれば、事務所も設けてあるはずですから、シルバー人材の事務所として使わせていただくわけにはいけんでしょうかというような話もされました。

その代わりに、無償で、その代わりはその建物の維持管理はしますよというような話がありましたので、こういった場で話をするわけになりますけれども、条例的にといいますか、法的に考えられませんか、伺います。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） シルバー人材センターのほうから、いろいろと事務所の設置については、今は手狭ということで、一勝地で手狭ということで、ご相談に来られました。

こちらのほうからも、村有の施設をいろいろご紹介しました。今回の渡の防災センターに限ったことではございません。今の村の村有施設の中に使える場所があれば、どこかをお貸し願いたいということで、一つは渡の仮設団地の郵便局跡とか、あるいは仮設団地とか、あるいは今回できる物産館の中とか、あるいはせせらぎ、とにかく村が管理する、管轄する建物の中にどこか入れないかということで、いろいろお話をして、そして10年間ぐらいは、登記が必要になるので、10年間はもう変わるような場所であつたら困るということで、これからできるというところでは、少しもうちょっと遅いという話をされました。

最終的には、せせらぎではどうだろうかという話も聞いてみますということでは、お返しをしました。

そういった中で、今防災センター、この中にも会議室として、空いている場所とか何かあれば、そこについては入ることが可能であって、向こうがそういう条件があるのであればですけども、向こうとすれば急ぎたいという話と、10年ぐらいはもう場所は変わりたくないということでしたので、今急ぐ方法を、村としては対応しているところでございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があつており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第18号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（田代 利一君） お諮りします。審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

次の本会議は、3月18日午前10時から開きます。お疲れさまでした。

午後0時01分延会
